

文部科学省委託事業
平成 26 年度「教科書デジタルデータ提供に関する調査研究」

弱視児童生徒が利用する 拡大教科書選定ガイド

平成 27 年 3 月 31 日

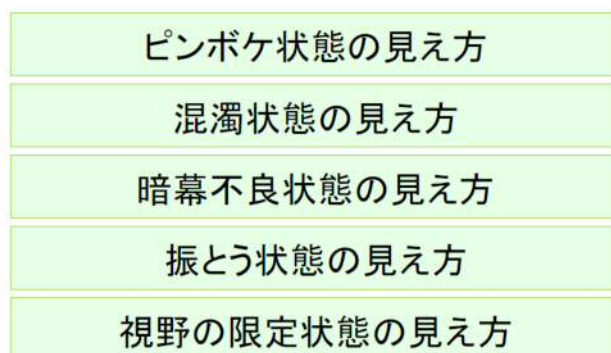
1 はじめに

本書は、文部科学省の委託事業として、平成 26 年度の「教科書デジタルデータ提供のための調査研究」事業において作成しました。対象ユーザーは、県及び市町村教育委員会の教科書給与担当部門において、初めて拡大教科書の給与を担当される職員の方向けに作成したのですが、必要に応じて、弱視児童・生徒を担当される各学校の教職員の皆様にも展開してください。

2 弱視とは

病気、事故 等による視機能低下により、眼鏡やコンタクトで矯正しても視力が出ず、読み書きをはじめとする生活に困難をきたす状態のことをいいます。

同じ弱視でも、色盲や視野狭窄などの複合的な障害を持つ場合があり、見え方には様々な症状があり、その症状に合った適切な教科書を給与することが重要になります。

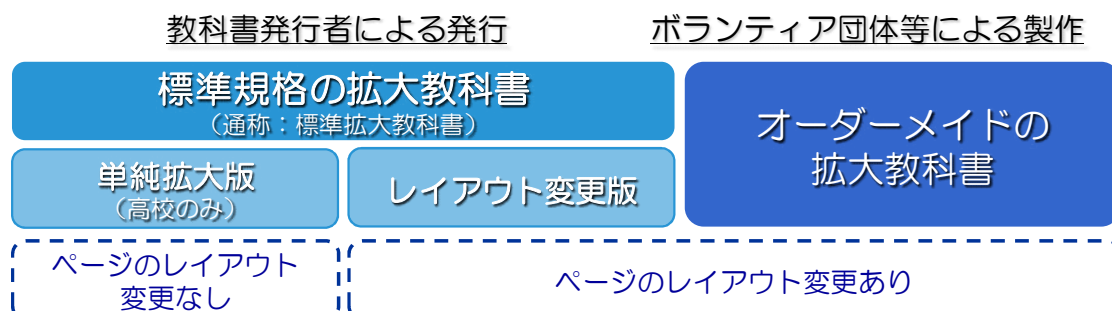


3 拡大教科書とは

「拡大教科書」とは、弱視児童生徒のために検定教科書の文字や図形を拡大等して複製し、図書として発行されるものです。「拡大教科書」は義務教育段階の弱視児童・生徒に対し、検定教科書に代えて無償で給与されます。

拡大教科書には通常の教科書とレイアウトは変えずに、判サイズだけ拡大する「単純拡大教科書」と呼ばれるものと、文字や図形を拡大し、通常の教科書とはレイアウトやページ数が異なる「レイアウト変更版」と呼ばれるものがあります。

また、「レイアウト変更版の拡大教科書」には、文部科学省で定められた標準規格に基づいて教科書出版社で制作、発行している「標準拡大教科書」と、児童生徒の症状や好みに合わせてボランティア団体が製作する「オーダーメイドの拡大教科書」があり、文字の大きさ(ポイント数)や書体、分冊数などについて、特徴が異なります。



3.1 標準拡大教科書の特徴

文部科学省が策定した標準規格をもとに教科書発行者が発行している拡大教科書を標準拡大教科書といいます。小・中学校の標準拡大教科書はレイアウト変更版のみですが、高等学校については、「単純拡大教科書」も標準規格として認められています。

平成 26 年度現在、義務教育段階である小・中学校においては全ての教科の検定教科書についてレイアウト変更版の「標準拡大教科書」が発行されています。

① 文字の大きさ(ポイント数)

標準拡大教科書は、本文の文字サイズが 22 ポイント程度を基準として、し、約 1.2 倍に拡大した 26 ポイントの文字と 0.8 倍に縮小した 18 ポイントの文字の 3 種類が基本となっており、児童生徒の見え方によって選定することができます。(教科や発行者によって種類数は異なる場合もあります)。小学校 3 年生までは発達段階を考慮して 22～30 ポイントで製作されています。

② 文字の書体

児童生徒の読書時における文字認知のしやすさを考慮して現時点では「ゴシック体」が標準となっていますが、国語における平仮名等の初期学習段階に関する部分では必要に応じて「教科書体」が使用されています。

③ 教科書サイズ(判サイズ)

標準拡大教科書の判サイズは以下の通り、文字の大きさにより異なります。

26 ポイントの拡大教科書の場合、教科書サイズが通常の教科書より判サイズが大きく、さらにページ数も多いため、持ち運びが重くなるというデメリットがあります。

| 本文の文字サイズ | 教科書サイズ |
|----------|--------|
| 18 ポイント | A5 判 |
| 22 ポイント | B5 判 |
| 26 ポイント | A4 判 |

④ 分冊数

文字を拡大し、ページレイアウトを変更して制作されているため、通常の教科書の 1 ページ分が数ページ(2～3 ページ)にわたって掲載されています。したがって、通常の教科書一冊あたりのページ数が多くなることから、2～3 分冊にして提供されています。

また、索引、巻末資料、単語集、用語解説、巻頭の地図等の分冊にまたがって利用する資料については別冊にするか、全ての分冊につける等の配慮がされています。

3.2 ボランティア団体が製作する拡大教科書の特徴

ボランティア団体が、その児童生徒のために個別に製作する拡大教科書です。標準拡大教科書とは異なり、児童生徒の症状や要望に合わせて、文字サイズや書体、判サイズをオーダーメイドで製作することが可能です。

標準拡大教科書では不自由のある弱視児童生徒の場合には、ボランティア団体に製作を依頼することが有効です。ボランティア団体に依頼した場合も、無償給与となります。

① 文字の大きさ(ポイント数)

団体にもよりますが、基本的にどのような大きさでも製作可能です。現在は、主に標準拡大教科書よりも大きな文字サイズ(28ポイント以上)で製作しています。

パソコンを活用した製作の他に、手書き製作をする団体もあります。特に国語教科等、正しい文字を覚えてほしいという意思から手書きにこだわっている団体もあります。

② 文字の書体

ゴシック系の文字で製作されているケースが多いですが、依頼すると、文字の書体と大きさのサンプルを提供してくれる団体もあり、対象となる児童生徒の症状や好みに応じた文字で製作してもらうことが可能です。

③ 教科書サイズ(判サイズ)

児童生徒の希望サイズで製作します。通常学級に通う児童生徒の場合、他の児童生徒と見た目が異なることを避け、どの文字サイズでも B5 サイズを希望するケースが多く、プライベートサービスではそのような要望にも対応が可能です。

④ 分冊数

教科書が重いと持ち運びが困難になることを考え、標準拡大教科書よりも 1 冊のページ数を少なく、分冊数を多くして製作されています。

⑤ 白黒反転の教科書

一般的な白地に黒文字の場合、光に反射して文字が見えづらかったり、または白濁状態の見え方になるといった症状に合わせ、黒地に白文字という反転教科書を製作してくれる団体もあります。



通常の教科書



白黒反転の教科書

4 拡大教科書選定時に利用できるツール

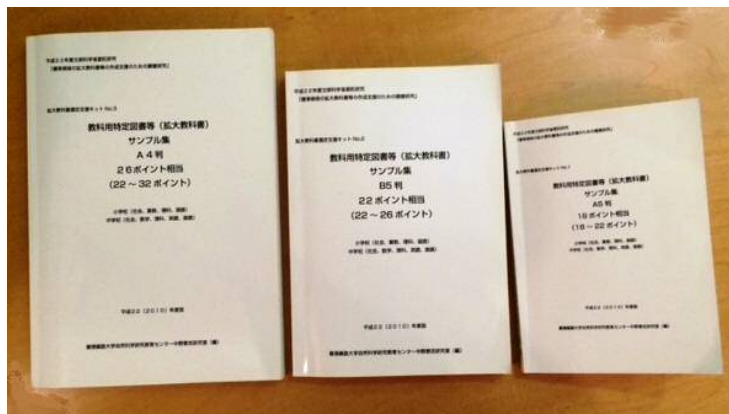
上記のような、多様な拡大教科書から適切なものを選定するにあたり、下記のようなツールを参考にすることが可能です。ツールは、慶應義塾大学の中野 泰志教授が実施した調査研究事業によって作成されました。

また、盲学校では視覚障害を持つ児童生徒の学習支援についてセンター的機能を担っており、相談すれば、その子に適した拡大教科書選定の手助けをしてくれます。

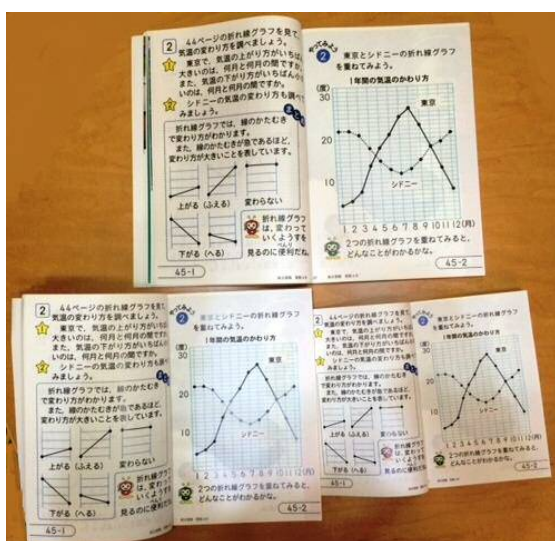
これらのツールは、文部科学省から都道府県教育委員会や、全国の教科書センター、盲学校にも配布されていますので、必要に応じてお問い合わせください。

① 拡大教科書のサンプル集

弱視児童が使用する拡大教科書を選定する際に、サンプル集を活用することができます。教科書発行者が製作している標準拡大教科書の3種類、およびボランティア団体が製作した白黒反転の教科書も含む拡大教科書のサンプルが、実寸大で掲載されています。利用する児童生徒本人が、文字の大きさだけでなく、判のサイズ、重さなどを事前に確認できるように作成されたものです。



標準拡大教科書のサンプル表紙 (A5判・B5判・A4判)



標準拡大教科書 (A4判・B5判・A5判)



ボランティア作成白黒反転教科書 (A4判とB5判)

② 簡易版拡大教科書選定支援キット

文字の大きさだけでなく、読書速度に注目して作られたツールです。見やすい文字の大きさ(本人の好む文字の大きさ)と、読んで理解をするスピードは必ずしも一致しないという調査研究結果から開発されたもので、最も、読むスピードが速い文字の大きさや書体、文字の色などを選定することができます。

簡易版拡大教科書選定支援キットは、中野 泰志教授のホームページの下記URLにアクセスしダウンロードが可能です。

http://web.econ.keio.ac.jp/staff/nakanoy/research/largeprint/04_kit/index.html



5 全国拡大教材製作協議会(ボランティア団体への依頼)

標準拡大教科書では症状や好みに合わず、ボランティア団体が製作する拡大教科書を依頼したいが、どの団体に連絡すれば良いのかわからない時は、「全国拡大教材製作協議会」への依頼が一つの手段となります。

「全国拡大教材製作協議会」は拡大教科書を製作する全国のボランティアを繋ぐ団体として、全国 64 のボランティア団体の参加により活動が行われています。下記事務局に連絡をすると、対象教科書について製作可能な団体と調整を行ってくれます。

ただし、「全国拡大教材製作協議会」に参加していないボランティア団体もあります。

◆全国拡大教材製作協議会 事務局
〒108-0073
東京都港区三田三丁目 7-26-405
代表世話人 佐藤邦隆 様方
TEL・FAX : 03-3453-3052
E-mail : kanri@kakudai.org
URL : <http://www.kakudai.org/>

また、副教材についても依頼可能なボランティア団体がありますので、お問い合わせの上ご確認ください。

6 拡大教科書の無償給与対象者

拡大教科書の無償給与対象者にはいくつかの条件があります。
無償給与対象者については以下の通り、文部科学省にて定められています。

拡大教科書の無償給与は、特別支援学校小・中学部及び小中学校の特別支援学級に在籍する弱視児童及び、以下のいずれかに該当する小中学校に在籍の児童。ただし、眼鏡等で視力を矯正しうる者を除く。

- ① 視覚障害の程度が学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する「視覚障害者」
両目の視力がおおむね 0.3 未満のものまたは視力以外の視機能障害が高度のもの
のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能
又は著しく困難な程度の者。
- ② 「障害のある児童生徒の就学について」(平成 14 年 5 月 27 日付 14 文科初第 291
号文部科学省初等中等教育局長通知)に定める「弱視者」に相当する児童生徒
- ③ 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者
- ④ ③ ②に準ずる程度の視覚に障害のある児童生徒のうち、他の児童生徒に比べて通
常の検定教科用図書の文字、図形等の視覚による認識に相当程度の時間を要する
等学習に困難を来たす者であって、拡大教科書又は点字教科書を使用することが教
育上適当であると所管の教育委員会が認める者。

7 高等学校等への教科書デジタルデータ提供について

高等学校段階においては、標準拡大教科書の発行がされていない教科書も多く、また難易度
の問題から製作するボランティア団体が少ないといった課題があります。

そこで、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」
に基づき、平成 22 年度より、高等学校および特別支援学校高等部からの教科書デジタルデータ
の提供申請が可能になり、教科書発行者から提供される教科書デジタルデータの活用によって、
高等学校等が教科用特定図書発行者となることが可能となりました。

教科書の拡大等を必要とする生徒に対応する手段として、申請を行い利用してください。

教科書デジタルデータの提供に関する実施要項、および申請に必要な様式は、文部科学省
のホームページの下記 URL にアクセスし「教科用特定図書を製作する高等学校等について」より
ダウンロードが可能です。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kakudai/1294989.htm

教科書デジタルデータが申請できる教科書の一覧は、文部科学省のホームページに掲載され
ている「教科書目録」よりご確認ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/mokuroku.htm

8 拡大教科書給与業務の年間スケジュール

出版社が発行する標準拡大教科書とボランティア団体が製作する拡大教科書では手続きや製
作のスケジュールが異なります。

以下のスケジュールは目安となりますので、詳細につきましては文部科学省及び県教育委員会
からの資料で確認をしてください。

8.1 標準拡大教科書給与の業務スケジュール

| 時期 | 担当 | 標準拡大教科書 |
|------|-------------|---|
| 6月 | 文部科学省 | <u>発行予定の公開</u> 次年度に発行される標準拡大教科書の詳細について文部科学省ホームページにおいて公開 |
| 9月 | 教育委員会 | <u>需要数調査</u> 都道府県教育委員会において、小中学校及び特別支援学校小中学部に在籍する弱視児童生徒の中で拡大教科書を利用する者の数を把握し文部科学省へ報告 |
| 10月 | 文部科学省 | <u>需要数調査結果の提供</u> 文部科学省から各教科書発行者へ拡大教科書の需要数調査結果の提供 |
| 2月頃 | 教育委員会 学校 | <u>納入指示</u> 教育委員会又は学校において教科書発行者に対して納入指示を行う |
| 2～3月 | 教育委員会 | <u>需要数再調査</u> 需要数調査において需要数が不確定であったものについて、各都道府県教育委員会から文部科学省へ報告 (4月以降において、障害の悪化等により、年度途中において拡大教科書を必要とする児童がいる場合は、文部科学省へ報告) |
| 2～3月 | 文部科学省 | <u>需要数情報再提供</u> (文部科学省→発行者) 文部科学省から各教科書発行者へ再調査結果に基づく需要数の提供 |
| 4月 | 発行者 | <u>納入</u> (発行者→学校) 各教科書発行者から学校等へ拡大教科書の納入 |

8.2 ボランティア団体製作拡大教科書の給与業務スケジュール

| 時期 | 担当者 | ボランティア団体が製作する拡大教科書 |
|------|-------------|---|
| 8月頃～ | 教育委員会 学校 | <u>相談</u> 教育委員会または学校より、ボランティア団体へ拡大教科書製作の問い合わせを行う |
| 11月 | 教育委員会 | <u>需要数調査</u> 都道府県教育委員会において、小中学校及び特別支援学校小中学部に在籍する弱視児童生徒の中で拡大教科書を利用する者の数を把握し文部科学省へ報告 |
| 2月頃 | 教育委員会 学校 | <u>納入指示</u> 教育委員会又は学校においてボランティア団体に対して納入指示を行う |

| | | |
|------|----------|---|
| 2～3月 | 教育委員会 | <u>需要数再調査</u> 需要数調査において需要数が不確定であったものについて、各都道府県教育委員会から文部科学省へ報告 (4月以降において、障害の悪化等により、年度途中において拡大教科書を必要とする児童がいる場合は、文部科学省へ報告) |
| 4月 | ボランティア団体 | <u>納品</u> ボランティア団体より拡大教科書の納品 |

9 注意点

拡大教科書の位置づけ

拡大教科書は、通常の教科書と同じく無償給与(義務教育段階)されるため、拡大教科書が給与された教科については通常の教科書は給与されません。

需要数変更

前年度の11月末日に報告した需要数に変更が生じた場合、9月末日までに文部科学省へ報告需要数報告後に変更が生じた場合、追加需要等はその都度速やかに行いましょう。

進級にあたって

小学校では小学1、2年生の教科書の文字が大きいのに対し、小学校3年生から教科書の文字が小さくなるため、読み書きに困難をきたす児童が出てきます。給与対象者について注意をする必要があります。

中学校への進学者について

現在小学6年生で拡大教科書を使用している児童で、中学校進学後も拡大教科書を使用予定の児童の需要報告は、進学先の中学校から報告を行います。小学校と中学校の担当教員が連携を密に取るように指導が必要です。

年度途中の依頼について

病状の悪化などにより視力が急低下した、事故で視覚に障害を負った場合等は、年度途中で拡大教科書を給与することが可能です。対応については都道府県教育委員会に問い合わせ確認してください。